

大熊町情報発信動画作成業務 仕様書

1 業務名 大熊町情報発信動画作成業務

2 業務目的

大熊町は、東日本大震災及び原子力発電所事故により8年余りにわたる全町避難を経験した。平成31年4月の一部避難指示解除を皮切りに、町に人の暮らしが戻り、避難指示解除地域の拡大とともに、町には徐々に活気が戻りつつある。ゼロカーボン政策や新しい教育環境整備など、震災後の新たなまちづくりに多くの関心が寄せられている。

本事業は、大熊町に関心を持つ人たちに、現在も続く被災の影響や復興の取り組みを分かりやすく伝えるための動画を作成し、「被災」と「復興」の両面から町の現状を発信するものである。

3 契約期間 契約締結日～令和8年2月27日

4 業務内容

大熊町の概要を動画で発信するため、企画、構成、取材、映像作成、編集、校正等、制作に必要な一連の業務を担う。作成する動画は下記①②のとおりだが、内容は案であり、詳細はプロポーザルの提案を踏まえて決定する。なお、令和7年度時点での町の現状を反映するが、今後3～4年程度の活用を見込めるものとする。

① 東日本大震災からの歩み（5分程度）

東日本大震災における当町の被災及びその後の復興の過程をわかりやすくまとめる。動画の内容には少なくとも以下の情報を含むこと

- ・ 東日本大震災前の町の様子
- ・ 東日本大震災による町の被害
- ・ 東日本大震災以降の経緯
- ・ 町の現状

② 町の魅力発信動画（2～3分×4本程度）

復興の現状や町の取り組みをアピールする。動画はテーマごとに完結した内容とするが、それぞれの視聴も、連続した視聴も可能なつくりとすること。

（テーマ案）ゼロカーボン施策、産業創出など

主な業務内容は以下のとおり。

（1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議の上で内容を決定する。

(2) 取材・映像作成

構成に基づき、必要となる素材の収集、町民や町内イベント等の取材・撮影、作画等を行う。

(3) 編集・校正

効果的な音響、BGM、ナレーション、字幕等を組み入れ、動画を編集する。なお、ナレーションは日本語とするが、少なくとも①は日本語と英語の2種類の字幕を作成すること。なお、編集にあたっては、完成までに発注者が内容を確認できる機会を複数回持ち、必要に応じて校正、修正すること。

(4) 権利確認・調整

成果物及び構成素材に係る第三者の著作権及びその他の権利について、必要な確認及び手続き等を担うこと。なお、本業務の実施により完成した映像等の著作権は、当町に帰属するものとし、必要な権利処理を済ませた上で納品すること。

(5) その他

- ・ 発注者との打ち合わせ
- ・ 取材先等との連絡調整
- ・ 委託業務着手届、委託業務完了届、ほか町が求める書面の提出

5 成果品

- ・ データー式 ※解像度はフルハイビジョン以上、形式は mp4 とする。
- ・ 制作に使用した素材データー式
- ・ 再生用 DVD ※当町で複製可能な DVD とする。
- ・ 業務報告書 ※書面 1 部及びデータ

6 その他

- ・ 受託者は本業務の実施にあたり知り得た機密に属する情報、発注者が提供する資料・データ等の内容について、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は本業務の実施に当たり知り得た情報や、提供資料等を、発注者の許可なく第三者に提供してはならない。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受託者の双方で協議の上、決定する。